

所沢都市計画事業
(仮称)三ヶ島工業団地周辺土地区画整理事業

環境影響評価調査計画書
及び

環境に影響を及ぼす地域に関する基準に
該当すると認める地域を記載した書類

平成31年1月

所 沢 市

所沢都市計画事業
(仮称)三ヶ島工業団地周辺土地区画整理事業

環境影響評価調査計画書

平成31年1月

所 沢 市

目 次

第1章 都市計画決定権者の名称	1
1.1 都市計画決定権者の名称及び住所	1
1.2 事業者の名称及び住所	1
第2章 都市計画対象事業の目的及び概要	2
2.1 都市計画対象事業の名称	2
2.1.1 名称	2
2.1.2 都市計画対象事業の種類	2
2.2 都市計画対象事業の目的	2
2.3 都市計画対象事業の実施区域	2
2.3.1 計画地の位置	2
2.3.2 計画地の概況	4
2.4 都市計画対象事業の規模	6
2.5 都市計画対象事業の実施期間	6
2.6 都市計画対象事業の実施方法	7
2.6.1 土地利用計画	7
2.6.2 企業の業種	7
2.6.3 施設計画	9
1)道路	9
2)公園	9
2.6.4 供給施設計画	9
1)給水	9
2)ガス	9
3)電力・電話	9
2.6.5 処理施設計画	9
1)汚水排水	9
2)雨水排水	9
2.6.6 廃棄物処理計画	9
2.6.7 交通計画	9
2.6.8 景観形成計画	11
2.6.9 工事計画	11
1)工事工程	11
2)資材運搬等の車両運行計画	11
3)工事中における環境保全対策	12
第3章 調査項目	15
3.1 環境影響要因の把握	15
3.2 環境影響評価項目	15

第4章 選定項目ごとの調査、予測及び評価手法	18
4.1 大気質	18
4.2 騒音・低周波音	20
4.3 振動	22
4.4 悪臭	24
4.5 水質	26
4.6 水象	28
4.7 動物	30
4.8 植物	34
4.9 生態系	36
4.10 景観	38
4.11 自然とのふれあいの場	40
4.12 史跡・文化財	42
4.13 日照障害	44
4.14 電波障害	46
4.15 廃棄物等	48
4.16 温室効果ガス等	50
第5章 環境の保全についての配慮事項	52
5.1 社会的状況	52
5.1.1 人口・産業	52
1)人口	52
2)産業	54
5.1.2 土地利用の状況	59
1)地目別面積	59
2)都市計画区域	59
3)将来構想	59
5.1.3 河川及び湖沼の利用並びに地下水の利用状況	62
1)利水	62
2)上水道	62
3)漁業権	63
5.1.4 交通の状況	64
1)道路交通	64
2)バス路線	65
3)鉄道	66
5.1.5 学校、病院その他の環境保全についての配慮が特に必要な施設及び住宅の状況	68
5.1.6 下水道、し尿処理施設及びごみ処理施設の整備の状況	72
1)下水道	72
2)し尿処理	72
3)ごみ処理	73
5.1.7 環境の保全を目的とする法律、条例等により指定された地域その他の対象及び 当該対象に係る規制の内容その他の状況及び環境保全に係る計画の内容	76
1)自然環境保全に係る地域	76
2)公害防止に係る地域	80

3)環境基準	96
4)災害防止に関する地域等の状況	104
5. 1. 8 その他の事項	107
1)地域の環境基本計画等環境保全に係る方針	107
2)環境保全に関する取り組み状況等	121
5. 2 自然的状況	123
5. 2. 1 大気質、騒音、振動、悪臭、気象その他の大気に係る環境の状況	123
1)大気質	123
2)騒音	133
3)振動	137
4)低周波音	138
5)悪臭	138
6)気象	139
5. 2. 2 水質、底質、水象その他の水に係る環境の状況	144
1)水質	144
2)底質	150
3)水象	151
5. 2. 3 土壌及び地盤の状況	155
1)土壌	155
2)土壌汚染	157
3)地盤沈下	159
5. 2. 4 地形及び地質の状況	163
1)地形	163
2)地質	163
3)注目すべき地形・地質の状況	163
5. 2. 5 動物の生息、植物の生育、植生、緑の量、及び生態系の状況	167
1)動物	167
2)植物	191
3)植生	205
4)生態系	207
5. 2. 6 景観、自然とのふれあいの場の状況	209
1)景観	209
2)人と自然とのふれあいの場	209
5. 2. 7 文化財その他の生活環境の状況	215
1)文化財	215
2)温室効果ガス	218
3)オゾン層破壊物質	218
5. 2. 8 一般環境中の放射性物質に係る環境の状況	219
1)空間放射線量の状況	219
5. 3 公的な計画及び指針との整合性	224
5. 4 回避または低減の配慮を図るべき地域または対象域	236
5. 4. 1 法律または条例の規定により指定された地域	236
5. 4. 2 その他配慮事項に関係する地域	238
5. 5 対象事業の立地回避が困難な理由	240
5. 5. 1 計画地において対象事業を実施することが必要な理由	240
5. 5. 2 対象事業の実施区域の変更が困難な理由	240
5. 6 対象事業による影響の回避または低減措置の検討	241

本書に掲載した地図類は、国土地理院発行の基盤地図情報を基図として使用している。